

令和5年度 事業報告書

事業名	せせらぎスクール推進事業	新規・継続区分	継続
事項名	せせらぎスクール推進事業	開始年度	平成4年度
担当部署	生活環境部環境共生課	終了年度	令和9年度

1. 目的及び目標（値）

本県の水環境を美しいまま未来の世代に引き継いでいくため、水生生物を用いた水質調査「せせらぎスクール」の指導者等を対象とした講座を開催し、指導者の養成・資質向上を図る。また、水生生物調査を実施する団体等を支援することにより、県民の「せせらぎスクール」への参加を促進し、水に親しむ機会を増やすことにより地域の水環境保全の意識の高揚を図ることを目的とする。単年度における目標値は令和3年度の第5次福島県環境基本計画策定により、令和5年度はせせらぎスクール参加団体を43団体、延べ参加者数を1,794人、令和9年度はせせらぎスクール参加団体を51団体、延べ参加者数を2,346人とする。

2. 概要

「せせらぎスクール指導者養成講座」を開催することにより、「せせらぎスクール」の指導者の養成・資質向上を図るとともに、「せせらぎスクール」参加団体等に、必要な教材を提供する。

3. 根拠法令等

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律
福島県環境基本計画
福島県環境教育等行動計画

4. 実施内容等

- せせらぎスクール指導者養成講座
 - 対象：せせらぎスクールの指導者、自治体担当者等
 - 内容：水生生物調査の実施のための講義・実習、実践指導等
(令和5年度は初級編16名、中級編21名、実践編7名（親子16名）合計44名の受講生が参加)
- せせらぎスクール
 - 参加者の水生生物調査の支援並びに参加者数の増加を図るため、「せせらぎスクール」実施団体等に対し教材提供及び「せせらぎスクール」普及用冊子の発行を行う。
 - 実績：47団体 2,106名
 - 提供教材：バックテスト、比色表、「川の生き物を調べよう」、分類用下敷き、その他説明書等
 - 「せせらぎスクール」普及用冊子：小・中学校、高等学校、各種市民団体等を対象に配付。
(配布先：各市町村、各市町村教育委員会、県内小・中学校、高等学校、「せせらぎスクール」実施団体等)

令和 5 年度 事業報告書

事業名	環境保全対策推進事業	新規・継続区分	継続
事項名	環境アドバイザー等派遣事業	開始年度	平成 8 年度
担当部署	生活環境部環境共生課	終了年度	令和 9 年度

1. 目的及び目標（値）

県が委嘱した「環境アドバイザー」を市町村等、各種団体が開催する講演会等に講師として派遣することにより、多様な場における環境教育・学習機会の提供を行うとともに、地域における自主的な環境保全活動の推進を図る。
目標値は、令和 9 年度までの受講者数を累計 37,000 人（令和 4 年度実績 32,624 人、令和 12 年度目標値 39,700 人）以上とし、環境教育・学習機会の継続的な提供及び支援を行う。

2. 概要

環境分野の第一線で活躍している県内の学識経験者等を「環境アドバイザー」として委嘱し、市町村、公民館、各種団体等が開催する講演会、講習会、研修会等に講師として派遣する。

3. 根拠法令等

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律
福島県環境基本計画
福島県環境教育等行動計画

4. 実施内容等

環境分野の第一線で活躍している県内の学識経験者等を「環境アドバイザー」として委嘱し、市町村、公民館、各種団体等が開催する講演会、講習会、研修会等に講師として派遣した。派遣後、講師への謝金及び旅費の支払いを県が行った。

- ・委嘱する環境アドバイザー数：現在 30 名
- ・派遣回数：令和 5 年度（派遣回数 26 回、受講者数 781 名）
- ・派遣方法：講演会等の主催者から派遣依頼を受け、環境アドバイザーと日程調整等を行ったうえで派遣した。
- ・令和 5 年度 実施講演会等の例：
 - R 5. 6. 26 東北電力株式会社原町火力発電所「放射性物質の環境中における移行挙動について」
 - R 5. 9. 19 福島市立松川小学校「総合 見つめよう 松川の自然」
 - R 6. 2. 17 二本松市生活環境委員会「再生可能エネルギーについて」

令和5年度 事業報告書

事業名	環境保全対策推進事業	新規・継続区分	継続
事項名	環境顕彰、環境の日・環境月間事業	開始年度	平成26年度
担当部署	生活環境部環境共生課	終了年度	令和9年度

1. 目的及び目標（値）

本県は、東日本大震災及び原子力災害による影響を受けたものの、広大な森林と数多くの河川を有し、尾瀬や猪苗代湖、裏磐梯など日本を代表する美しい自然に恵まれており、県民はそうした自然から豊かな恵みを楽しみ暮らしを営んでいるが、県民は、この環境を保全し、将来の世代に継承していくべき責務を有している。

福島県内の環境保全に関し顕著な功績のあった個人・団体等を顕彰し、その功績を称え、広く紹介するとともに、環境関連行事を周知すること等により、県民の環境保全に関する意識の高揚を図り、もって県環境基本条例に謳う「人と自然が共生できるふるさと福島の実現」に資するものとする。

○実績値 環境月間に行われる環境関連行事数の増加を目指す。
（令和元年度：23件、令和2年度11件、令和3年度13件、令和4年度12件、令和5年度15件）

2. 概要

顕彰の対象とする活動を福島県内で長期にわたって実践した個人・団体等に対し、その功績を顕彰し広く県民に紹介することによって、県民の環境保全活動に関する意識高揚を図り、環境保全活動を促進する。

また、環境保全活動等に資する情報を県民に広く啓発し、新たな環境保全活動の実践が促進されるように取り組む。

3. 根拠法令等

“うつくしま、ふくしま。”環境顕彰要綱（最終改正 令和4年3月14日）

4. 実施内容等

1 環境顕彰
福島県内の7地方振興局、59市町村に対して環境顕彰表彰者の推薦を依頼し、推薦のあった個人・団体等について選考審査を行い、特に顕著な功績があると認められた者に知事感謝状・記念品を授与して、その功績を新聞やホームページを活用し広く県民に周知し、環境保全活動に対する意識を広報した。

伝達式 ①日時 令和5年6月2日（金） 10:30～
場所 杉妻会館 「百合」

受賞者 ①〔団体〕福島市下川崎地区環境パトロール隊（福島市）
②〔団体〕福島県立岩瀬農業高等学校（鏡石町）
③〔団体〕矢祭町子ども会育成会連絡協議会（矢祭町）
④〔団体〕株式会社三義漆器店（会津若松市）
⑤〔団体〕只見町明和婦人会（只見町）

2 環境の日、環境月間
（1）6月の顕彰月間中に、環境の日、環境月間の趣旨等について、周知するとともに、環境月間中におけるイベント等についてホームページで周知を行った。
（2）マイボトル・マイカップ推進キャンペーンとして、環境省のプラスチック・スマートへ参加するとともに、キャンペーン協力店の募集、地域情報紙での周知を行った。
各団体・事業所等に対し、「マイボトル・マイカップ推進キャンペーン協力店」への登録を依頼し、登録店にはステッカーやポップを配布し、使い捨て容器のごみを削減する取組を促進した。
・マイボトル・マイカップ推進キャンペーン協力店登録事業者数：57事業者295事業所等（R5.9時点）
・啓発活動：身近な環境に関する知識など、環境イベント等で周知を行った。

令和5年度 事業報告書

事業名	みんなで実現、ゼロカーボン福島推進事業	新規・継続区分	継続
事項名	みんなで実現、ゼロカーボン福島推進事業	開始年度	平成30年度
担当部署	生活環境部環境共生課	終了年度	令和9年度

1. 目的及び目標（値）

<p>○目的 「福島県2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、地球にやさしい“ふくしま”県民会議（地球温暖化対策推進協議会）と連携して県民総ぐるみの地球温暖化対策を推進する。</p> <p>○目標 2050年までの脱炭素社会の実現に向けて、2030年度（令和12年度）までに基準年度（2013年度（平成25年度））比50%の温室効果ガス排出削減を図る。</p> <p>○指標 普及啓発活動回数：年間24回</p>
--

2. 概要

<p>「福島県2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」と連携して、県民、事業者、行政等あらゆる主体が一体となった県民総ぐるみの地球温暖化対策を推進する。</p>

3. 根拠法令等

<p>○地球温暖化対策の推進に関する法律 ○気候変動適応法 ○地球温暖化対策計画（国） ○地域脱炭素ロードマップ（国） ○福島県地球温暖化対策推進計画 ○福島県2050年カーボンニュートラルロードマップ ○ふくしまエコオフィス実践計画（福島県地球温暖化対策実行計画（事務事業編））</p>
--

令和5年度 事業報告書

事業名	みんなで実現、ゼロカーボン福島推進事業	新規・継続区分	継続
事項名	みんなで実現、ゼロカーボン福島推進事業	開始年度	平成30年度
担当部署	生活環境部環境共生課	終了年度	令和9年度

4. 実施内容等

<p>(1) 地球にやさしい”ふくしま”県民会議事業</p> <p>ア 県民会議、地方会議、幹事会の開催 令和5年6月に「ふくしまカーボンニュートラル実現会議」として衣替えを行った。民間団体、事業者団体、行政等で構成する会議を活用し、県民一人一人への地球温暖化対策に向けた具体的な行動を促進するための取組等について協議を行った。事業実施にあたっては、環境省とも協議を行い、講師として出席いただく等連携を図った。</p> <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●総会（実現会議）の開催：令和5年6月1日 ●地方会議（市町村部会）の開催：①令和5年5月19日 ②令和5年7月21日 ③令和5年7月26日 ④令和5年8月7日 ●企画委員会（幹事会）の開催：①令和5年5月25日 ②令和5年9月7日 ③令和6年2月8日 <p>イ 普及啓発活動の実施 会議構成団体等と連携した普及啓発活動を実施した。</p> <p>(ア) (イ) 県民会議、地方会議による普及啓発</p> <p>【実績】 ●実現会議メールマガジンによる情報共有：7回</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ふくしまゼロカーボンDAY！（環境イベント）における啓発：①令和5年10月1日（県北） ②令和5年10月14日（県中） ③令和5年10月15日（会津） ④令和5年10月28日（県南） ④令和5年11月26日（いわき） ●街頭啓発（会津）令和5年12月18日 <p>(ウ) 分科会による取組推進</p> <p>【実績】 ●県内企業のためのカーボンニュートラル実践セミナー（産業・民生業務部門）：令和5年12月5日</p>
<p>(2) 地球温暖化防止活動推進員養成</p> <p>ア 「うつくしま地球温暖化防止活動推進員」養成研修会 地域で活動するうつくしま地球温暖化防止活動推進員（以下、「推進員」という。）を養成する研修会を県内3方で開催した。（全3回 94名参加）</p> <p>イ 「うつくしまCOOLサポーター」養成研修会 大学生等を対象に、地球温暖化防止のボランティア活動を行ううつくしまCOOLサポーターの養成事業を実施。（全3回 22名参加）</p>
<p>(3) 地球温暖化防止活動推進員の活動支援事業</p> <p>ア 推進員の活躍の場の確保のため、学校や公民館等の派遣希望先とのマッチングを図り、講演までの活動をサポート。（15回）</p> <p>イ 推進員スキルアップ研修会 地球温暖化の現状や再エネに関する知識に関するスキルアップのための勉強会を実施。（全8回 延べ206名参加）</p>
<p>(4) 事業者及び県民向けカーボンニュートラル相談窓口及び専門家派遣事業</p> <p>ア 事業者向け相談窓口 事業者の脱炭素経営への転換を促進するため、脱炭素の専門家派遣の希望を受け付ける窓口機能をセンターが担えるよう体制を整備した。 また、エコドライブ講師の派遣を実施し、事業者の運輸部門における二酸化炭素排出量削減を図った。（2件）</p> <p>イ 県民向け相談窓口業務 省エネ相談を希望する家庭のエネルギー使用状況等を調査票により把握・診断し、各家庭の省エネの取組について専門家（うちエコ診断士）が助言を行った。（9件）</p>
<p>(5) 公用車EV普及啓発事業</p> <p>県民に、福島県2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組をPRするため、電気自動車を導入・活用し、県も一事業者として温室効果ガス排出量削減に取り組んでいることを広報した。（1台購入）</p>

令和5年度 事業報告書

事業名	愛鳥週間ポスターコンクール	新規・継続区分	継続
事項名	地域環境の保全に係る普及啓発事業	開始年度	平成25年度
担当部署	生活環境部自然保護課	終了年度	令和9年度

1. 目的及び目標（値）

野鳥への親しみや野鳥保護思想についての普及啓発を目的とする。

東日本大震災発生後の平成23、24年度は実施を見合わせていたが、ポスターの制作過程において、自然のなかで野鳥を観察することで子どもたちが心に潤いを持って成長することを願い、また、制作に携わる子どもたちを通して野鳥のいる自然の保護意識の醸成、県機関への原画展示や各市町村や教育機関へのポスター配布による啓発運動などを行い、地域住民や教育関係者へも野鳥保護思想の高揚を図るとともに、心の復興の一助になるよう、平成25年度以降当該事業を継続している。

当事業では参加児童数を増やすことを目標とし、本事業の期間である平成25年度から令和9年度までの15年間で合計1万人の参加を目標とする。

参加者目標数は、令和9年度までに県内児童のコンクール参加率を東日本大震災の前年の平成22年度の値まで回復させることを目指し、令和3年度以前の参加実績と令和4年度以降の想定参加率及び想定県内児童数から算出した参加者数の値の合計とした。

2. 概要

県内の小・中学生を対象に、愛鳥週間用ポスターの原画を募集する。

県で選考された作品を公益財団法人日本鳥類保護連盟が主催する「愛鳥週間用ポスター原画コンクール」に福島県代表として応募する。

なお、応募作品は、環境省、文部科学省及び学識経験者で構成する審査会により入賞作品を決定するとともに、公益財団法人日本鳥類保護連盟総裁賞受賞作品は翌年度の愛鳥週間ポスターとして全国に配付される。

3. 根拠法令等

生物多様性基本法、鳥獣保護管理法、第13次鳥獣保護管理事業計画

4. 実施内容等

①令和4年度に開催された「令和5年度愛鳥週間用ポスター原画コンクール」の審査結果に基づき選定・制作された「令和5年度愛鳥週間ポスター」について、各市町村や教育機関への配布・掲示を通し野鳥保護思想の啓発運動を行った。

② 県内の全小・中学校へ令和6年度愛鳥週間用ポスターの原画募集を行い、小学校13校・148人、中学校43校・333人、計56校481人の参加があった。

③ 各地方振興局長は、地方審査会を開催し提出された作品の中から優秀作品（小学校38点・中学校60点）を選出するとともに、そのうち上位作品（小学校23点・中学校30点）を県審査会へ推薦した。

④ 県審査会において県知事賞（小・中学校各2点）、県教育委員会教育長賞（小・中学校各3点）を選考し、地方振興局長賞とともに賞状・副賞の授与を行った。また、各賞に入賞しなかった作品において参加賞を配布した。

⑤ 優秀作品について、県庁内及び福島県環境創造センター、野生生物共生センターにおいて原画展示を行った。

⑥ 上位作品6点（小・中学校各3点）を公益財団法人日本鳥類保護連盟が主催する「令和6年度愛鳥週間用ポスター原画コンクール」に県代表として推薦を行い、内1点が入選となった。

令和5年度 事業報告書

事業名	尾瀬地域における環境保全活動推進事業	新規・継続区分	継続
事項名	環境保全活動及びその知識の普及啓発事業	開始年度	平成25年度
担当部署	生活環境部自然保護課	終了年度	令和9年度

1. 目的及び目標（値）

優れた自然環境を有する尾瀬国立公園の環境を保全するため、尾瀬国立公園入山者や地域住民等に対して環境保全に関する知識の普及を図る。
尾瀬国立公園の入山者数のうち、尾瀬沼ビジターセンターの入館者数の割合を令和9年度までに20%とする。

2. 概要

尾瀬地域における環境を保全するため、環境保護等のための資料等を継続的に作成し、現地での環境学習やビジターセンターにて積極的に広報等に活用するほか、県ホームページにも掲載し、尾瀬の環境保全や生態系、適正利用に関する知識の普及啓発を図る。

3. 根拠法令等

自然公園法、生物多様性基本法

4. 実施内容等

尾瀬の環境保全を継続的に広報するための資料等を作成し、尾瀬の環境保全や適正利用に関する知識の普及啓発を図った。

①専門委員会による持続的比較調査が可能な調査体制の構築
専門委員会を11月30日に開催し、多様な生態系を保有する尾瀬の効果的かつ具体的な調査内容等について整理検討するとともに、尾瀬の環境を持続的・順応的に管理をするための調査内容の方法等について検討した。

②尾瀬訪問者による環境保全活動の参加・協力
尾瀬国立公園の特別保護地区内において調査が行き届いていない環境について調査を行うことで、尾瀬の自然の価値を可視化し、調査内容の普及を行うことにより尾瀬を訪れる登山者が尾瀬の価値を理解し、自律的に尾瀬の環境保全活動に参加・協力者の拡大を図った。

③尾瀬の環境保全に関する知識の継続的な普及啓発
尾瀬沼ビジターセンターにおいて、尾瀬の環境保全に関する情報提供を行った。

令和5年度 事業報告書

事業名	ふくしま子ども自然環境学習推進事業	新規・継続区分	継続
事項名	ふくしま子ども自然環境学習推進事業	開始年度	平成23年度
担当部署	生活環境部自然保護課	終了年度	令和9年度

1. 目的及び目標（値）

COP10による生物多様性に対する関心の高まりや東日本大震災に伴う省資源・省エネルギー型ライフスタイルへの見直しを契機として、子どもたちを対象とした「尾瀬」の優れた自然環境の中で行う質の高い環境学習を推進し、生物多様性の重要性や自然との共生に対する意識の醸成を図り、豊かな自然環境を次世代に継承する。

また、昨年改定された「新・尾瀬ビジョン」において、「学校団体等による尾瀬での環境学習の推進」が今後必要な取組として明確化されたことを受け、本県においてもより積極的に本事業を推進するため、目標値は、年間700名を着実に実行することとし、広く子どもたちの環境意識の醸成を図っていく。

2. 概要

子どもたちを対象とした「尾瀬」の優れた自然環境の中で行う質の高い環境学習を推進し、生物多様性の重要性や自然との共生に対する意識の醸成を図り、豊かな自然環境を次世代に継承するため、尾瀬で環境学習を実施する小・中学生等に対し、ガイド料、体験学習費、交通費、宿泊費を助成する。

3. 根拠法令等

ふくしま生物多様性推進計画（生物多様性地域戦略）

4. 実施内容等

- 参加者：尾瀬国立公園で、ガイドを活用した質の高い環境学習を行う県内の小・中学校、特別支援学校（児童・生徒等583名、教員97名参加）。
- 実施内容：尾瀬国立公園特別保護地区内において尾瀬認定ガイドを活用した少人数（8人に1人のガイドレシオ）での自然解説、自然保護の歴史学習（ゴミ持ち帰り運動や電源開発への反対運動など自然保護発祥の歴史）、植生復元や環境に配慮した上下水道の学習等、質の高い学習を実施した。
「尾瀬環境学習推進協議会（地元町村、関係団体、県、県教育委員会で設立）」の活動に対し負担金を支払い、協議会において、参加校を募集し、ガイド料、体験学習費、交通費、宿泊費の一部を助成するとともに、事前学習の実施、ガイドの斡旋、緊急時の連絡体制・搬送体制の整備等を実施した。

令和5年度 事業報告書

事業名	生活排水改善事業	新規・継続区分	継続
事項名	生活排水改善事業	開始年度	平成25年度
担当部署	生活環境部水・大気環境課	終了年度	令和9年度

1. 目的及び目標（値）

<p>かつて全国湖沼水質日本一を誇った猪苗代湖の水質を取り戻すことは、県民の願いである。猪苗代湖の水質は、CODが上昇傾向にあり、生活排水を含めた湖に流入する汚濁物質を県民一体となって減らす取組みが、猪苗代湖の水質を取り戻すうえで、非常に重要である。</p> <p>本事業（旧：窒素りん除去型浄化槽普及拡大プロジェクト）は平成25年度から行っているが、流域では依然、汲み取り式トイレや単独処理浄化槽を使用している世帯があるほか、浄化槽の保守点検、清掃及び法定検査が適正になされていない世帯もある。</p> <p>このため、現在の猪苗代湖の水質の状況について広く流域の住民に周知し、現状できる浄化槽の適正な維持管理（保守点検、清掃、法定検査）や家庭でできる生活排水の取組（台所の流しに調理くずや食べ残しを流さない、洗剤は適量使用する等）、さらに、環境負荷の低い窒素りん除去型浄化槽への転換及び下水道や農業集落排水施設への接続について、普及啓発するため、浄化槽関係業者及び流域の住民等を対象とした講習会を1回開催する。</p> <p>さらに、子供のうちから水環境保全への関心を深めるため、福島県の環境について学習が始まる学年である、流域の小学4年生を対象とした学習会を5回開催し、広く生活排水対策の啓発を図る。</p> <p>これらにより、流域の生活排水対策を推進し、猪苗代湖の水質改善に寄与する。</p>

2. 概要

<p>猪苗代湖の水質を改善するため、流域の住民等に対して、現在の猪苗代湖の水質を周知し、現状できる浄化槽の適正な維持管理、家庭でできる生活排水の取組、さらに、環境負荷の低い窒素りん除去型浄化槽への転換、下水道・農業集落排水施設への接続等について、講習会及び学習会により普及啓発する。</p>

3. 根拠法令等

<p>福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例 福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画</p>
--

4. 実施内容等

<p>(1) 講習会（委託事業） 浄化槽管理者、浄化槽保守点検業者、浄化槽施工業者を含む猪苗代湖流域の住民及び生活排水の適正処理など水環境保全に関心のある方を対象とした講習会を開催した。 講習会では、当該浄化槽の役割や仕組みについて実物等を使用して分かりやすく説明することにより、当該浄化槽の適切な施工・保守管理や家庭で出来る生活排水の適正処理の重要性を認識してもらった。</p> <p>① 開催日時：令和5年6月21日（水）13：15～15：30 ② 開催場所：猪苗代町体験交流館 学びいな 大研修室 ③ 開催回数：年1回 ④ 対象者：浄化槽管理者、浄化槽保守点検業者、浄化槽施工業者を含む猪苗代湖流域の住民及び生活排水の適正処理など水環境保全に関心のある方</p> <p>(1) 学習会（委託事業） 猪苗代湖流域の小学生を対象とした学習会を開催した。 学習会では、当該浄化槽の適切な保守管理や家庭で出来る生活排水の適正処理の重要性を認識してもらった。</p> <p>① 開催日時：令和5年7月5日（木）、11月17日（金）、11月20日（月）、11月22日（水） ② 開催場所：緑小学校、長瀬小学校、翁島小学校、猪苗代小学校（いずれも猪苗代町立小学校） ③ 開催回数：年4回 ④ 対象者：猪苗代湖及び裏磐梯湖沼流域の小学生</p>

令和5年度 事業報告書

事業名	子供たちのゼロカーボン推進事業(旧：未来を創る子どもたちの省エネ意識向上事業)	新規・継続区分	継続
事項名	環境活動スタート事業	開始年度	令和2年度
担当部署	生活環境部環境共生課	終了年度	令和5年度

1. 目的及び目標(値)

地球温暖化に伴う気候変動、またそれに起因する自然災害は、その影響の大きさや深刻さからみて、人類の生存基盤に影響を与える深刻な環境問題の一つである。

そこで、環境への負荷を低減するライフスタイルへの転換を促進するため、児童生徒の発達段階に応じた環境保全に関する意識啓発活動を行うとともに、子どもたちを通して家庭や地域における省エネ・省資源に関する意識の醸成を図る。

環境活動スタート事業では、本県の将来を担う青少年の省エネ意識啓発と、環境問題について主体的に考えて行動する人材を育成するために、小・中・高生を対象に地球温暖化によって起きる影響や対策について学ぶ機会を確保し、自ら考え実践する環境活動のスタート、ステップアップを支援する。

目標値は、県内の小・中・高等学校合わせた約750校のうち、各年度につき最大15校、令和9年度までに最大107校の学校を支援することとする。

2. 概要

各学校において講演会を実施し、児童・生徒に地球温暖化防止などの環境に対する意識の向上を図り、児童・生徒は各活動の場で環境活動を実践することをねらいとしている。さらに、各学校ではその指導力を活かして講演会の事前指導及び事後指導を行うことによって、児童・生徒は環境に対する理解をより一層深め、環境活動を実践する機会を得る。

学校には、学年、全校という単位でより多くの生徒や教職員、さらに保護者に講演会への参加を依頼し、環境問題や省エネ・省資源に関する取組について主体的に考えて行動する人材を育成する。

講演会では、環境の専門家である講師が地球温暖化等の環境に関する講演を行うとともに県の地球温暖化対策事業に関するチラシを配付して紹介する。

各学校は、講演会後に児童生徒が書いたレポート(講演会の感想と講演会をきっかけに気づいた自分にできる地球温暖化防止に対する取組内容の実践、実践を終えての感想や気づき)を提出する。県は、提出されたりポートの内容を取りまとめ、県内全ての小・中・高等学校に周知するとともにHP等で広く発信し、地球温暖化防止等環境に関する普及啓発を行う。

3. 根拠法令等

福島県環境基本計画
 福島県地球温暖化対策推進計画
 福島県環境教育等行動計画

4. 実施内容等

- (1) 参加校の募集(第1四半期～第2四半期)
 県教育委員会の後援を得て、参加校を募集するため、学校に案内を通知した。
- (2) 参加希望校の受付・講師派遣(第2四半期～第3四半期)
 - ・随時に学校からの参加希望を受け付け、学校と講師の日程を調整しつつ、15校に講師を派遣した。
 - ・参加校の教員・生徒には、県が作成するチラシやPRのリーフレットを配付した。
- (3) 参加校のレポート収集・とりまとめ
 - ・参加校における講師派遣の実施後、児童・生徒が作成したレポートを取りまとめた。
 - ・県はとりまとめたレポートをHP等で広く発信することにより、県民への地球温暖化対策の普及啓発を行った。

令和5年度 事業報告書

事業名	E C O・マイアクション発信事業	新規・継続区分	継続
事項名	E C O・マイアクション発信事業	開始年度	令和2年度
担当部署	生活環境部一般廃棄物課	終了年度	令和9年度

1. 目的及び目標（値）

主要な環境関連指標（一人一日あたりのごみ排出量、リサイクル率、温室効果ガス排出量）が福島県総合計画の政策目標値を下回っており、県民のライフスタイルの転換を促していく必要がある。また、紙媒体での啓発には限界があり、社会情勢を踏まえた啓発・実践促進が必要であることから、令和3年4月より「福島県環境アプリ」の運用を開始した。

当アプリは、スマートフォンに慣れ親しんでいる10代後半から40代前半の若い層の関心を引きつけやすく、取組に対してポイント等のインセンティブを簡単に付与できるものであり、アプリ活用により県民参加型事業を展開することにより、次世代を担う若い層を中心とした参加者の裾野を広げ、かつ自発的な取組を推進していくことを目的とする。

目標値は、令和9年度までに環境アプリのダウンロード(DL)数40,000DL(*)を目指す。

*：令和3年度の事業計画においては、令和9年度までの目標を20,000DLとしていたが、令和3年度のダウンロード実績を踏まえ、上方修正を行った。

2. 概要

地球温暖化の防止や廃棄物の削減に向けて、スマートフォンなどのアプリを活用しながらごみ減量化、省エネルギー等に関する取組を広げ、環境に負荷をかけないライフスタイルの普及を図る。

3. 根拠法令等

地球温暖化対策の推進に関する法律
 循環型社会形成推進基本法
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 食品ロスの削減の推進に関する法律
 福島県環境基本計画
 福島県地球温暖化対策推進計画
 福島県循環型社会形成推進計画
 福島県廃棄物処理計画

4. 実施内容等

アプリユーザー獲得に係る広報、啓発として、以下の活動を実施した。

- (1) イベントへのブース出展（12回）を実施し、474名の新規アプリユーザーの確保に成功した。
- (2) 活字媒体1回当りの発行部数が3万8千部であり、またWeb媒体を利用する1月あたりのユーザー数約23万人の、計約26万人以上が目にする「Cjmonmo」において環境アプリのPRを実施した。
- (3) 「食べ残しゼロ協力店」の認定店舗数拡大に向けた活動を実施し、57店舗の新規登録を達成した。
- (4) 環境アプリの新規ユーザーを増やすためチラシ、三角ポップを作成し、イベント参加者及び食べ残しゼロ協力店634箇所に配布し広報、啓発を行った。

令和5年度 事業報告書

事業名	生物多様性等普及啓発	新規・継続区分	継続
事項名	生物多様性保全支援事業	開始年度	令和3年度
担当部署	生活環境部自然保護課	終了年度	令和5年度

1. 目的及び目標（値）

県政世論調査を活用して3年に1度生物多様性についてのアンケートを行っているが、生物多様性という言葉と意味を理解しているか、という設問では、令和元年度において前回調査よりも10%も減少し19.7%という厳しい結果になった。

また、生物多様性推進協議会においては、委員より福島県は全国に比べて、生物多様性への取組が立ち遅れており、強化していく必要性が意見されている。

そのような中、今年度には、本県の生物多様性推進計画を国の国家戦略の改定に合わせて見直す予定であり、そのキックオフのタイミングで県民への普及啓発、意識醸成を強化していく必要がある。

【目標値】

- ・R5年度県政世論調査において、生物多様性の言葉も意味も知っている割合を50%にすることを目標とする。

2. 概要

生物多様性の県民の理解が低調である理由は、行政や教育の場での具体的な情報の発信不足、自然体験の機会の減少等が原因と分析している。

そのため、生物多様性に関して、実践団体との交流や体験を通して、県民が理解・関心を深めていただくためのシンボリックなイベントを開催する。

3. 根拠法令等

生物多様性基本法、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

4. 実施内容等

県内における生物多様性について、実践団体との交流や体験を通して、理解・関心を深めていただくためのイベントを開催した。

- 開催日：令和5年10月21日（土）・22日（日） 場所：環境創造センター交流棟 コミュタン福島
- 来館者数：3,897人
- 形態：委託事業
- 内容：活動発表、ブース展示（NPO法人、南相馬市博物館、野鳥の会ふくしま、ムシテックワールドなど）
専門家や著名人による講演会、トークセッション（国立環境研究所 五箇公一氏等）

- 生物多様性について知っている人の割合 19.7%(R1)→24.4%(R4)
(県政世論調査)

令和5年度 事業報告書

事業名	福島県気候変動適応推進事業	新規・継続区分	継続
事項名	福島県気候変動適応推進事業	開始年度	令和3年度
担当部署	生活環境部環境共生課	終了年度	令和8年度

1. 目的及び目標（値）

<p>○目的： 気候変動適応法（平成30年法律第50号）第13条に規定される地域気候変動適応センターの事業として、気候変動適応に関する情報の収集及び発信、研究等を実施し、県民、事業者、市町村などに対して、気候変動適応策の推進を図る。</p> <p>○目標： SDGs「目標13：気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」などの達成。 気候変動影響による被害の防止・軽減、県民生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全及び県土の強靱化を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指す。</p> <p>○指標： 地域気候変動適応計画について策定済みの県内市町村数：15市町村以上を目指す。</p>
--

2. 概要

<p>気候変動適応法（平成30年法律第50号）第13条に規定される地域気候変動適応センターにおいて、国立環境研究所や庁内関係機関、大学、県内自治体等と連携を図り、気候変動による影響や適応に関する情報の収集及び提供、気候変動影響に関する研究などを行うことで、県民、事業者、市町村等の適応への取組を推進する。</p>
--

3. 根拠法令等

<ul style="list-style-type: none">・気候変動適応法・気候変動適応計画・福島計地球温暖化対策推進計画
--

4. 実施内容等

<ol style="list-style-type: none">(1) 気候変動適応に係る庁内会議等の開催 具体的な施策等を協議する気候変動適応推進部会及び各種プロジェクトチームを開催した。（全7回）(2) 気候変動適応に関する説明会等の開催 福島大学教授や国立環境研究所気候変動適応センター職員、福島地方気象台職員を講師に招き、セミナー等を開催した。（全6回）(3) 環境イベント、防災イベント等での情報発信 気候変動に関する情報発信資材を作成し、環境イベント等でブース出展を行った。（全7回）(4) 環境創造センター交流棟コミュタン福島を活用した情報発信 コミュタン福島を活用した情報発信、来館者向け暑さ指数測定の体験活動に加え、環境創造進シンポジウム等での気候変動対策に係る情報発信を実施した。

令和5年度 事業報告書

事業名	フロン対策事業	新規・継続区分	継続
事項名	地域環境の保全に係る普及、啓発	開始年度	令和4年度
担当部署	生活環境部水・大気環境課	終了年度	令和9年度

1. 目的及び目標（値）

フロン類は、強力な温室効果ガスであり、特定のフロンはオゾン層を破壊する効果を持つ。業務用の冷凍冷蔵庫やエアコンは、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下、「法」という。）」に基づき、定期点検を実施することや廃棄時にはフロン類の回収を行うことが義務付けられており、回収も県の登録を行っている充填回収業者へ依頼し、適切に回収することとされている。しかしながら、機器廃棄時におけるフロン類の回収率は全国、本県とも30～40%程度と低い水準で推移しており、回収率の向上が課題となっている。

回収率が低い要因として、機器の管理者等に法の内容が浸透していないことが考えられる。これまで、関係団体を通じたパンフレットやチラシの配布、テレビ・ラジオスポット放送による周知を行っているが、フロン類を含む機器を管理する県民等への更なる周知を図り、回収率の向上に寄与することを目的とする。

機器廃棄時のフロン回収率の目標値は、令和3年10月に閣議決定された地球温暖化対策計画で掲げる目標値（令和12年までに75%）を踏まえ、令和9年度までに70%とする。

2. 概要

冷凍冷蔵庫やエアコンの適切な管理を促すために、フロン類の取扱いや漏えいの未然防止に関する講習会を開催し、フロン類が地球に与える影響（オゾン層破壊、地球温暖化）について、県民への理解を推進する。対象は、フロン類を含む機器を管理する県民とし、一般の県民から、廃棄事業者まで対象を広くとり開催する。

3. 根拠法令等

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

4. 実施内容等

県内の機器管理者や建築物解体業者を主な対象としつつ、充填回収業者や廃棄物・リサイクル業者など法に関係する者を幅広く対象として、説明会を開催した。

説明会の開催に当たり、広報としてホームページの作成、テレビ・ラジオでのCM放送を実施したほか、機器管理者や建築物解体業者が所属している業界団体宛に開催の通知と案内のチラシを配布した。

説明会の内容は、①フロン対策の必要性、②フロン排出抑制法の概要、③点検と記録のポイント、④機器廃棄時の注意点と建築物解体時の確認ポイント、⑤フロン回収の実演

開催の実績は次のとおり。

- (1) 令和5年10月17日 会津アピオ（会津若松市） 24名参加
- (2) 令和5年11月20日 福島県青少年会館（福島市） 40名参加
- (3) 令和5年11月27日 ビッグパレットふくしま（郡山市） 41名参加

令和5年度 事業報告書

事業名	磐梯山ジオパーク推進事業	新規・継続区分	継続
事項名	磐梯山ジオパーク推進事業	開始年度	平成4年度
担当部署	企画調整部地域振興課	終了年度	令和9年度

1. 目的及び目標（値）

<p>(目的)</p> <p>日本ジオパークとして認定された磐梯山地域の豊かな自然環境を保全し次世代に継承していくために、地元住民や各種団体との連携を深めながら、環境教育等を通じた知識の普及や環境保全に関する情報発信を行い地域の活性化を図る。</p> <p>(目標)</p> <p>出前講座等の参加校数：令和5年：年間40校以上 令和6年度以降、更に10校を追加し年間50校以上とする。</p>

2. 概要

<p>○磐梯山地域における環境を保全するため、地域住民を対象とした環境保全への理解や意識醸成のための案内板の設置・出前講座・講演会等を行う。</p> <p>○磐梯山地域の風評払拭のために、県内学生等を対象とした教育旅行等を行い、地域で行われている環境保全への取組を情報発信していく。</p>

3. 根拠法令等

<p>○磐梯山ジオパーク推進事業補助金交付要綱</p>

4. 実施内容等

<p>1 解説看板整備事業</p> <p>①地域住民や来訪者への環境保全に関する理解・意識の醸成を図るため、1888年の磐梯山噴火と岩なだれの情報を説明する案内板を設置した。</p> <p>2 アドバイザー招致事業</p> <p>①有識者による講演会等により、ガイドのスキルアップや地域住民の磐梯山地域の環境情報や魅力に関する知識向上につながり、今後のジオパーク活動に関する手がかりをつかむことができた。</p> <p>3 理解促進事業</p> <p>①地域の学生等を対象とした出前講座、教育旅行で磐梯山地域の説明を行った（啓発活動事業）。</p> <p>②磐梯山地域の地域環境の保全のための、啓発チラシ等の作成・配布を行った（広報活動事業）。</p> <p>③出前講座等を行うガイドのスキルアップ及び新規ガイド養成のため養成研修を行った（ガイド養成事業）。</p>
